

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 1 月 19 日

申請者 氏名又は名称 ヤマトカンキョウセイバフンキガイシ
山本環境整備株式会社
住所 兵庫県西宮市鳴尾浜一丁目6番
代表者氏名 代表取締役 山本 清道
電話番号 0798-44-5500
FAX番号 0798-45-5009
メールアドレス soumu-keiri@yksg.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 3 年 1 月 19 日

申請者 氏名又は名称 山本環境整備株式会社

住 所 兵庫県西宮市鳴尾浜一丁目6番

代表者氏名 代表取締役 山本 清道



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ヤマモト 山本 清道 キヨミチ	
取締役 テツチ 手槌 伸昭 ノブアキ	
取締役 オオワキ 大脇 憲之 ノリユキ	
取締役 マルタニ 丸谷 良孝 ヨシタカ	
取締役 ナルオ 成尾 雄二 ユウジ	
監査役 フジワラ 藤原 真彦 マサヒコ	
監査役 山本 山本 奈央 ナオ	
事業の範囲	管工事業 ビルメンテナンス業 水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	山本環境整備株式会社 本社
上記事業所の所在地	郵便番号 663-8142 住所 兵庫県西宮市鳴尾浜1丁目6番 電話番号 0798-44-5500 F AX番号 0798-45-5009 メールアドレス soumu-keiri@yksg.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
藤川 ^{サトシ} 聡志	第246006号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 3 年 1 月 19 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の機械器具	アサダパイプソー エンジンカッター 金切りノコ ✓	150 100V タイプ SCKF	1	保管場所 本社倉庫
			1	〃
			1	〃
管の加工用の機械器具	アサダパイプセット レッキス牛若 80ADX ヤスリ ✓	500W 100V	1	〃
		600W 100V	1	〃
			2	〃
溶接用の機械器具	パイプレンチ ✓ モンキーレンチ トーチランプ ✓		2	〃
			2	〃
		ガソリンランプ	2	〃
水圧テストポンプ	株式会社キョウワ TEST PUMP	T-50KP-P 10MPa	2	〃
切断機	コンクリートカッター	HCPIVB	1	〃

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 1 月 19 日

申請者

氏名又は名称 山本環境整備株式会社
住 所 兵庫県西宮市鳴尾浜1丁目6番
代表者氏名 代表取締役 山本 清道



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

兵庫県西宮市鳴尾浜一丁目6番
山本環境整備株式会社

会社法人等番号	1400-01-070646	
商号	<u>株式会社ジェイ・シー・シー</u>	
	山本環境整備株式会社	昭和55年 3月31日変更
本店	<u>兵庫県西宮市甲子園口五丁目10番11号</u>	
	兵庫県西宮市鳴尾浜一丁目6番	平成10年 9月26日移転
公告をする方法	官報に掲載してこれを行う。	
会社成立の年月日	昭和55年2月25日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>飲料水槽及び汚水処理装置の設計・施工並びに清掃管理</u> 2. <u>汚水処理機器その他公害防止機器及び薬品の製造、販売</u> 3. <u>空調システム・ソーラーシステムの施工販売及び管理</u> 4. <u>水質及び環境衛生の検査測定</u> 5. <u>土木建築及び内装工事の設計施工</u> 6. <u>管工事業及び塗装工事業並びに電気工事業</u> 7. <u>河川浚渫業</u> 8. <u>一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬及び処理業</u> 9. <u>中古自動車、中古タイヤ及びこれ等に付随する自動車用部品の輸出</u> 10. <u>ビルの警備及び保安</u> 11. <u>不動産の売買、賃貸及びその仲介斡旋並びに総合ビル管理</u> 12. <u>古物商</u> 13. <u>和洋食店並びに喫茶店経営</u> 14. <u>下水道管路施設維持管理業</u> 15. <u>上記各号に付帯関連する一切の業務</u> <p style="text-align: right;">平成27年 9月 1日変更 平成27年 9月11日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水槽及び汚水処理装置の設計・施工並びに清掃管理 2 汚水処理機器その他公害防止機器及び薬品の製造、販売 3 空調システム・ソーラーシステムの施工販売及び管理 4 水質及び環境衛生の検査測定 5 土木建築及び内装工事の設計施工 6 管工事業及び塗装工事業並びに電気工事業 7 河川浚渫業 8 一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬及び処理業 9 中古自動車、中古タイヤ及びこれ等に付随する自動車用部品の輸出 	

	10 ビルの警備及び保安 11 不動産の売買、賃貸及びその仲介斡旋並びに総合ビル管理 12 古物商 13 和洋食店並びに喫茶店経営 14 下水道管路施設維持管理業 15 建築工事の設計・施工及び管理 16 上記各号に付帯関連する一切の業務 令和 2年 2月 7日変更 令和 2年 2月 7日登記	
発行可能株式総数	32万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 8万8000株	平成17年11月16日変更 ----- 平成17年11月18日登記
株券を発行する旨 の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u>	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
	平成29年9月19日廃止	平成29年9月20日登記
資本金の額	金5000万円	平成17年11月16日変更 ----- 平成17年11月18日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	
役員に関する事項	<u>取締役</u> 山本清道	平成28年11月30日重任 ----- 平成28年12月16日登記
	<u>取締役</u> 山本清道	平成30年11月27日重任 ----- 平成30年12月10日登記
	<u>取締役</u> 山本清道	令和2年11月28日重任 ----- 令和2年12月3日登記

	取締役	<u>手 槌 伸 昭</u>	平成28年11月30日重任 平成28年12月16日登記
	取締役	<u>手 槌 伸 昭</u>	平成30年11月27日重任 平成30年12月10日登記
	取締役	手 槌 伸 昭 /	令和 2年11月28日重任 令和 2年12月 3日登記
	取締役	<u>大 脇 憲 之</u>	平成28年11月30日重任 平成28年12月16日登記
	取締役	<u>大 脇 憲 之</u>	平成30年11月27日重任 平成30年12月10日登記
	取締役	大 脇 憲 之 /	令和 2年11月28日重任 令和 2年12月 3日登記
	取締役	<u>丸 谷 良 孝</u>	平成28年11月30日重任 平成28年12月16日登記
	取締役	<u>丸 谷 良 孝</u>	平成30年11月27日重任 平成30年12月10日登記
	取締役	丸 谷 良 孝 /	令和 2年11月28日重任 令和 2年12月 3日登記
	取締役	<u>成 尾 雄 二</u>	令和 2年10月 1日就任 令和 2年10月12日登記
	取締役	成 尾 雄 二 /	令和 2年11月28日重任 令和 2年12月 3日登記

	兵庫県西宮市甲子園口六丁目7番4号 代表取締役 <u>山本清道</u>	平成28年11月30日重任 ----- 平成28年12月16日登記	
	兵庫県西宮市甲子園口六丁目7番4号 代表取締役 <u>山本清道</u>	平成30年11月27日重任 ----- 平成30年12月10日登記	
	兵庫県西宮市甲子園口六丁目7番4号 代表取締役 <u>山本清道</u>	令和 2年11月28日重任 ----- 令和 2年12月 3日登記	
	監査役 <u>藤原真彦</u>	平成28年11月30日重任 ----- 平成28年12月16日登記	
	監査役 <u>藤原真彦</u> /	令和 2年11月28日重任 ----- 令和 2年12月 3日登記	
	監査役 <u>山本奈央</u>	令和 2年 5月31日就任 ----- 令和 2年 6月25日登記	
	監査役 <u>山本奈央</u> /	令和 2年11月28日重任 ----- 令和 2年12月 3日登記	
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 令和 2年 6月25日登記	
	支配人に関する事項	兵庫県西宮市満池谷町5番41号 田 中 実 営業所 東京都練馬区立野町10番39号	----- 平成27年 4月21日登記
		兵庫県伊丹市中野西二丁目251番地208 成 尾 雄 二 営業所 神戸市西区池上三丁目6番地の3	----- 平成28年 5月 6日登記
	支 店	1 大阪府堺市辻之1455番地の3	平成15年 2月 1日移転 ----- 平成15年 3月10日登記
			平成22年 3月 1日移転 ----- 平成22年 3月 1日登記
2 神戸市西区池上三丁目6番地の3		平成27年 4月21日設置 ----- 平成27年 4月21日登記	
		平成27年 4月21日設置 ----- 平成27年 4月21日登記	
3 東京都練馬区立野町10番39号		平成27年 4月21日設置 ----- 平成27年 4月21日登記	
		平成27年 4月21日設置 ----- 平成27年 4月21日登記	

兵庫県西宮市鳴尾浜一丁目6番
山本環境整備株式会社

取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年 2月24日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(神戸地方法務局管轄)

令和 2年12月 8日

大阪法務局北出張所
登記官

北 田 英 明



定 款

山本環境整備株式会社



定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、商号を山本環境整備株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1、 飲料水槽及び汚水処理装置の設計・施工並びに清掃管理
- 2、 汚水処理機器その他公害防止機器及び薬品の製造、販売
- 3、 空調システム・ソーラーシステムの施工販売及び管理
- 4、 水質及び環境衛生の検査測定
- 5、 土木建築及び内装工事の設計施工
- 6、 管工事業及び塗装工事業並びに電気工事業
- 7、 河川浚渫業
- 8、 一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬及び処理業
- 9、 中古自動車、中古タイヤ及びこれ等に付随する自動車用部品の輸出
- 10、 ビルの警備及び保安
- 11、 不動産の売買、賃貸及びその仲介斡旋並びに総合ビル管理
- 12、 古物商
- 13、 和洋食店並びに喫茶店経営
- 14、 下水道管路施設維持管理業
- 15、 建築工事の設計施工及び管理
- 16、 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店)

第3条 当社は、本店を兵庫県西宮市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してこれを行う。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、320,000株とする。

(額面株式の1株の金額)

第6条 当社の額面株式1株の金額は、金500円とする。

(株券の種類)

第7条 当社の株券はすべて記名式とし、1株券、10株券、50株券、100株券、500株券の5種とする。

(株式譲渡の制限規定及び名義書換)

第8条 当社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。

2) 株式の名義書換を請求する者は、当社の所定の請求書に記名捺印し下記の書類を添えて会社に差出さなければならない。

1. 譲渡の場合は株券
2. 譲渡以外の事由による場合は株券及びその事由を証する書面

(株式の登録)

第9条 株主が下記の請求をするときは当社所定の請求書に当事者記名捺印し株券を添えて会社に差出さなければならない。

1. 質権の登録またはその抹消
2. 信託財産の表示またはその抹消

(株券の再交付)

第10条 株券の喪失により再交付を請求する者は、当社所定の請求書に記名捺印の上除権判決の正本または認証のある謄本を添えて当社に差出さなければならない。

2) 株券の汚損毀損または種類変更等により株券の再交付を請求する者は所定の書面に株券を添えて当社に差出さなければならない。

(手数料)

第11条 株式の名義書換、質権の設定移転の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消及び株券の再交付については取締役会の定める手数料を徴収する。

(株主の住所氏名印鑑届)

第12条 株主及び登録質権者またはその法定代理人もしくは代表者は当社所定の様式により住所氏名及びその印鑑を会社に届出るものとする。

2) 前項に変更を生じたときも同じである。

(株式取扱規則)

第 13 条 株式の取扱に関する細部規則は取締役会の定めるところによる。

(株主名簿の閉鎖基準日)

第 14 条 当社は決算期日の翌日からその定時株主総会終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

2) 前項のほか必要ある場合は予め公告を行い株主名簿の記載の変更を停止または基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 15 条 当社の定時株主総会は、決算期日の翌日より 3 ヶ月以内に招集し、臨時総会は随時必要に応じて招集する。

2) 株主総会は法令に別段の定めある場合を除くのほか取締役会の決議に基づき社長たる代表取締役がこれを招集する。

(議長)

第 16 条 株主総会の議長は代表取締役社長がこれに任じ、社長事故あるときは取締役会の決議により定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(普通決議の要件)

第 17 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合のほか出席株主の議決権の過半数によってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は 2 名以上の者に委任して議決権を行使することはできない。

代理人によって議決権を行使するときは代理権限を証する書面を総会毎に会社に提出しなければならない。

第 4 章 役員

(員数)

第 19 条 当社に次の役員を置く。

取締役 3 名以上

監査役 1名以上

但し、欠員を生じた場合においても決定数を欠かない限り次の定時総会まで補欠選任を行わないことができる。

(選任決議)

第20条 取締役、監査役の選任決議は発行済株式総数の3分の1以上に当る株式を有する株主の出席を要する。

取締役の選任決議については累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期はその就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のとき迄とする。増員または補欠により選任せられた者の任期は他の現任者の残任期間と同じとする。

(監査役の任期)

第22条 監査役の任期はその就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のとき迄とする。

2) 補欠により選任せられた監査役の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第23条 社長は会社の業務を総理し副社長専務及び常務取締役は社長を補佐して各所管業務を掌理する。

第5章 取締役会

(取締役会の招集)

第24条 取締役会を招集するには各取締役に対し会日の3日前に通知を発するものとする。

但し取締役全員の同意があるときは招集手続を省略して会議を開くことができる。

(取締役会議長)

第25条 取締役会は代表取締役社長これを招集しその議長となる。

代表取締役社長に事故あるときは他の取締役がこれに代わる。

(代表取締役、役付取締役)

第 26 条 取締役会の決議により代表取締役たる社長 1 名を選任し、役付取締役を次のとおり選任することができる。

副社長 1 名以上

専務 1 名以上

常務 1 名以上

2) 社長以外の役付取締役に代表権を与えるときは取締役会の決議による。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関しては、この定款のほか取締役会に於て定める規則による。

第 6 章 計算

(決算期)

第 28 条 当会社の決算期日は毎年 9 月 30 日とする。

(利益金処分)

第 29 条 毎期の利益金はこれに前期繰越金を加算して次のとおり処分する。

1、利益準備金 金銭による利益の配当額の 100 分の 10 以上

1、納税準備金 若干

1、別途積立金 若干

1、役員賞与金 若干

1、株主配当金 若干

1、後期繰越金 若干

1、前各号のほか任意積立金として処分することができる。

(配当金の支払)

第 30 条 株主配当金は毎決算期日現在の株主名簿によって支払う。

2) 株主配当金はその支払提供の日から 3 年以内に受領しないときは会社は、その支払義務を免れる。

3) 未払配当金に対しては利息をつけない。

以上は当会社の現行定款に相違ありません。

令和 3 年 1 月 19 日

西宮市 糖島 法 第 1 号 第 6 番
山本環 代表取締役
代表取締役 山本環 道

第二四六〇〇六号

給水装置事主任技術者免状

本籍 兵庫県

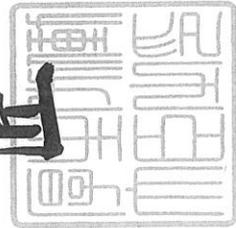
氏名 藤川 聡 志

昭和五十二年五月十八日生

水道法(昭和五十二年法律第百七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月三十一日

厚生労働大臣 根本 匠





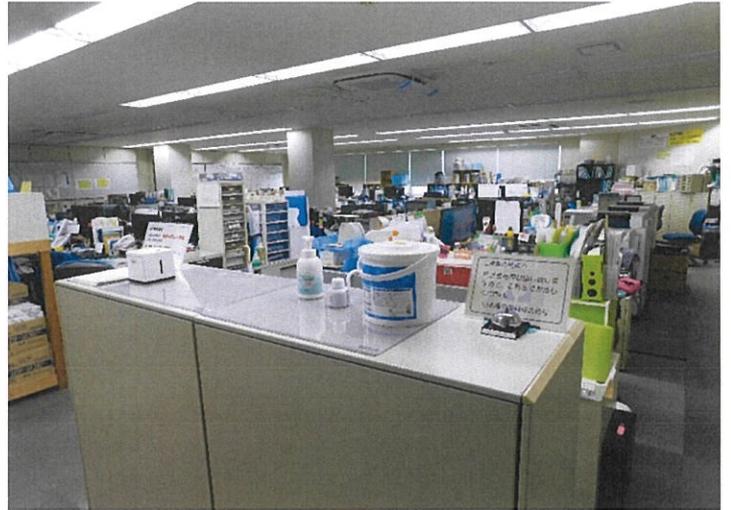
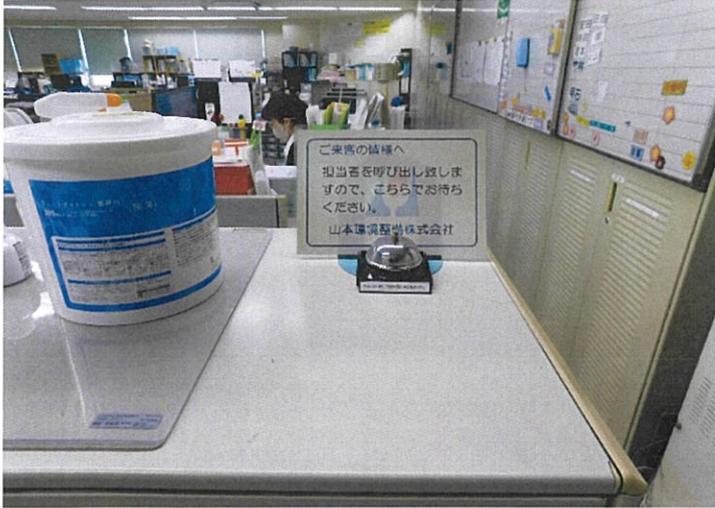
N

武庫川

鳴尾浜臨海公園
鳴尾浜臨海公園

リゾ鳴尾浜





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 1 月 19 日

申請者 氏名又は名称 ヤマトカンキョウセイビカブシキガイシ
山本環境整備株式会社
住所 兵庫県西宮市鳴尾浜一丁目6番
代表者氏名 代表取締役 山本 清道
電話番号 0798-44-5500
FAX番号 0798-45-5009
メールアドレス soumu-keiri@yksg.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

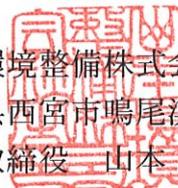
令和 3年 1月 19日

届出者

氏名又は名称 山本環境整備株式会社

住 所 兵庫県西宮市鳴尾浜一丁目6番

代表者氏名 代表取締役 山本 清道



選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

解任

の届出

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	山本環境整備株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
藤川 聡志	第246006号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二四六〇〇六号

給水装置事主任技術者免状

本籍 兵庫県

氏名 藤川 聡 志

昭和五十二年五月十八日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月三十一日

厚生労働大臣 根本 匠

